

第5次大分県DV対策基本計画（素案）の概要



計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気がつかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

県では、平成29年3月に策定した「第4次大分県DV対策基本計画」の計画期間（平成29～令和6年度）の終了に伴い、これまでの取組状況を踏まえて、被害者の保護と自立支援に関する施策の一層の充実を図るため「第5次大分県DV対策基本計画」の策定を進めているところです。

つきましては、この度、新たな計画の素案を作成しましたので、広く県民の皆さまからのご意見を募集します。

計画の基本的視点

計画を策定するにあたっての「基本的視点」を次のとおりとします。

- (1) 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。
- (2) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するために、暴力を根絶し、人権の擁護と男女平等の実現を図ることが必要である。
- (3) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の立場に立った切れ目ない支援は、国及び地方公共団体の責務である。
- (4) 暴力を受けた配偶者等の意思を尊重するとともに、配偶者等が本来持っている力を信頼し、それを回復するための支援を行う。

計画の体系

〈基本理念〉

配偶者等からの暴力のない社会を目指して

〈基本目標〉

I 暴力根絶のための啓発と教育の充実

II 迅速な通報・相談しやすい体制づくり

III 安全で安心できる保護体制づくり

IV 被害者の意思を尊重した自立支援の推進

V 推進体制の整備

〈重点施策〉

- 1 暴力を許さない社会意識の醸成
- 2 若年者に対する人権教育・DV予防啓発の充実・強化
- 3 DV加害者及び被害者に関する調査・研究

- 4 迅速な通報につながる体制整備
- 5 相談体制の充実・強化
- 6 相談従事者等の資質の向上
- 7 外国人・障がい者・高齢者・性的少数者・男性の被害者への適切な対応

- 8 緊急時の安全確保
- 9 一時保護体制の充実
- 10 保護命令発令に対する適切な対応

- 11 被害者への心理的支援
- 12 同伴児童等への支援
- 13 生活基盤確立のための支援
- 14 地域でのフォローアップの充実

- 15 関係機関の顔が見えるネットワーク体制の強化
- 16 市町村の被害者支援体制整備への支援
- 17 多様な民間団体との連携と協働
- 18 おおいた性暴力救援センターとの連携
- 19 被害者等に係る情報の保護
- 20 苦情解決体制の整備